

○高知市入札・契約制度基本方針

平成 23 年 3 月 7 日制定

平成 23 年 4 月 1 日施行

平成 28 年 4 月 18 日改定

1 制定の趣旨

高知市が発注する建設工事，建設コンサルタント業務，物品購入及び委託業務等に係る契約の適正な履行等を通して，市民が心豊かで安心して暮らせる地域社会の実現を目的とし，高知市の入札・契約制度の基本的な考え方を明確化するため，「高知市入札・契約制度基本方針」（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本理念

入札・契約制度の公平性，公正性，透明性及び競争性を確保するとともに，品質や適正な履行を確保しながら，環境や福祉，公正労働基準の確立などさまざまな社会的価値を実現し，さらには，地域経済の発展と地元企業の成長を支え，市民の雇用環境の安定を目指すものである。

3 基本目標

(1) 公平，公正で透明性の高い入札・契約制度の確立

予算を有効かつ適正に執行するため，一般競争入札の拡大や電子化を進め，入札参加者間の公正な競争を促進する。

また，随意契約の適正な執行や，より一層契約情報を公開することによって，公平，公正で透明性の高い入札・契約制度の確立に努める。

(2) 公共調達における社会的価値の実現，品質と適正な履行の確保

総合評価落札方式をより有効に実施・拡大し，品質の向上のみならず，環境，福祉，公正労働基準の確立等，さまざまな社会的価値を実現するとともに，契約方式を通じて，これらの社会的価値の実現を図り，また契約で定められた品質と適正な履行を確保するための履行検収体制，及び適正な予定価格の積算基準の確立に努める。

(3) 地域経済の活性化と雇用環境の安定の確立

地元企業の受注機会の拡大を図るため，競争性を確保しながら地元優先発注に努めるとともに，工事における元請と下請の契約関係の把握や受注者に対する関係法令遵守の適切な指導等を通じ，従事する市民等の雇用環境安定の確立に努める。

(※ 1 「制定の趣旨」～3 「基本目標」についての改定はなし)

4 個別目標

(1) 公平、公正で透明性の高い入札・契約制度の確立

① 一般競争入札の拡大

競争入札における競争性を向上させ、契約手続の透明性の確保と不正行為の排除を図るため、一般競争入札を適用する契約の範囲を拡大する。

工事請負契約における予定価格 1,000 万円以上の案件への拡大を当面の目標としつつ、入札事務の効率化と並行して更なる拡大を検討する。

② 特命随意契約の適正な運用

特命随意契約による契約については、「高知市随意契約ガイドライン」に基づく運用を徹底するとともに、価格及び契約方法の的確性に関する検証・見直しを継続的に行い、適正な契約手続の確保に努めることとする。

③ 工事及び建設コンサルタント業務の予定価格の事前公表の取りやめ

工事及び建設コンサルタント業務の発注時に実施している予定価格の事前公表については、国交省からも取りやめを要請されているところでもあり、契約内容、契約方法毎に課題の整理を行いながら段階的な取組を進める。

また、くじ引き落札増加への対策の一環として、最低制限価格制度の見直しについても検討を行うこととする。

④ 入札・契約事務の電子化

平成 27 年度に導入した電子入札システムについて、一般競争入札の適用拡大の取組と並行して運用範囲を拡大していく。

⑤ 契約情報の公開

入札・契約手続における公平性・公正性・透明性の確保のため、入札・契約情報について、その積極的な公開を進める。

(2) 公共調達における社会的価値の実現、品質と適正な履行の確保

① 総合評価落札方式の推進

現在、建設工事で実施している総合評価落札方式は、個々の工事の内容に応じ、その効果が十分見込まれる工事に適用することとし、評価項目については、高知市が目指す社会的価値の実現性に重点を置いて設定することとしているが、品質の向上を図ることに加え、環境、福祉、公正労働基準の確立等の社会的な価値の実現を政策的に誘導するために、評価基準の設定及び評価方法の見直し・改善を継続的に行いながらその適用範囲の拡大を図っていく。

一方、業務委託契約においてはプロポーザル方式等、契約内容に応じた多様な契約方法の活用を検討していくこととする。

② 業務委託における予定価格、及び最低制限価格の適正な設定

業務委託契約における業務品質及び適正な労働環境等の確保に向け、業務内容に応じた適正な価格で契約を締結するため、予定価格の積算に関し統一的な基準づくりを進める。また、これと並行して、最低制限価格制度について、その運用及び制限価格の算定方法の見直しを図ることとする。

③ 履行検収体制の適正化

高知市物品購入及び業務委託等検査事務取扱要領を定め運用しているが、契約履行中の監督については、不十分なところも見受けられる。契約の締結から履行、検査に至る全過程を通して、適正な監督、検査が実施できる契約事務システムの構築を図ることとする。

(3) 地域経済の活性化と市民の雇用環境の安定の確立

① 地元優先発注と競争性の確保

調達においては、本市に本社を置く企業（以下「市内企業」という。）への優先発注を原則とする。市内企業だけでは競争性が確保できない場合等は、市外業者も含めた調達を行うこととするが、その場合においては、本市との契約実績や、地元雇用、市税等の納税状況など、本市への貢献度を考慮する等、市内企業への優先発注と競争性の確保の両立に配慮した調達に努めることとする。

② 社会的貢献度の高い企業への発注

本市の今後20年間を見据えた「2011 高知市総合計画」の実現に沿い、環境、福祉、雇用、地域貢献などの評価項目を入札参加資格要件や総合評価落札方式の評価項目に取り入れることにより、社会的貢献度の高い企業への発注を推進していくこととする。

③ 雇用環境安定への具体的施策の実施

労働者の賃金水準の確保の観点からも、著しい低価格、低単価での受注の防止に向けて、適正な積算基準に基づく予定価格の算定や最低制限価格の見直しを進める。

また、公共調達条例の規定に基づく「特定契約制度」の運用による労働者の賃金水準の確保と合わせ、公正労働基準の遵守等、雇用環境の安定化を図るための仕組みを入札・契約制度の中に構築していくことを検討する。

5 推進計画

基本方針に示した目標を推進するための推進計画を別に定める。